



月刊電力千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

98.5.6 No.4779

全力で! 24総決起集会へ①

地獄への入口で自衛隊が参戦

どのようにでも拡大解釈できる恐るべき有事立法

4月28日、橋本内閣は、新安保ガイドライン関連法案の閣議決定を強行し国会に提出した。

①周辺事態法、②自衛隊法の改悪、そして③日米兵たん協定(ACS A)の改悪の三項目からなる新安保ガイドライン関連法案は、恐るべき有事立法である。

根本的な問題

とくに周辺事態法は、「周辺有事」の際に、日米共同作戦の形式をとつて、自衛隊が参戦すること、そのために、国家・地方自治体等の機能の総動員体制をとることを定めた法律案である。「戦争の放棄」をうたつた戦後の憲法体系を全面的に解体する戦争法案Ⅱ有事立法だ。

しかも周辺事態法は、「法としての体裁・形式すら無視して、どのようにでも拡大解釈できる恐るべき法だ。朝日新聞ですら、次のように延べている。「法律の文言は明確で、誤解を生じないようにする」のが立法の作法である。だが、政府が今国会に提出した「周辺事態法」は、憲法九条との抵触の問題以前に、そもそも法律のあり方として根本的な問題を含んでいる」と。

周辺事態とは?
何よりも、法案のタイトルでもある「周辺地域」「周辺事態」という概念そのものが全くないまいか。法案では、「我が国周

辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える地域」と定義されている。

この間の国会審議のなかで

政府の見解も、「地理的な概念ではない」「特定の地域をさすものではない」「地理的な概念

というよりも、むしろ事態といふものに着目した考え方である」というのだ。また、96年4月の国会答弁では、「『極東』よりも広い地域で、日本に重大な影響を及ぼしうる中東やマラッカ海峡、南沙諸島なども含まれる」としている。つまり、アジア全

域はみとより、ペルシャ湾など中東・アフリカなど、無制限に地球上の全地域が対象になると云うことなのだ。

従来の安保条約には、「極東条項」という項目があつたが、それを破棄して「周辺」としたのは、はじめから「極東」概念

		戦闘地域と一線を画された海域	
		日本領海・領土	公海
後方地域支援	輸送	○	○
	補給・整備・衛生等	○	×
戦闘員の搜索・救難		○	○
国連決議に基づく船舶検査		○?	○?

(その国の同意が必要)
(ほかの国の活動海域とは区別した海域)

つまり、この意図は、北朝鮮、中国には含まれない」というのがこれまでの解釈であった。つまり、この意図は、北朝鮮、中国をはつきりと対象地域とするということなのだ。

「後方地域」?

また、物品・役務の提供、捜索・救助、船舶臨検等の「後方地域支援」を行うというの法案内容だが、「後方地域」の規定も全くあいまいだ。「戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」というのである。

「湾岸戦争」を見ればはつきりしているとおり、航空機やミサイルが主要な戦争手段となる現代の戦争のなかで、このような定義が何の意味もないことは明らかだ。しかも、法案に定められた各項目自体が、戦闘行動の一貫であることは明らかである。

そもそも、「後方地域」問題は、「戦闘地域と一線を画された地域として議論されてきたが、法案づくりの当局者自身が、「もともと抽象的な概念だった」無理が出てきている」と言わざることになってしまった。そこに「外國の領域でも行うことができるとされ、自衛隊法の改悪による「邦人救助」は、自衛隊が軍艦で他国にのり込むことができる内容となっている。

つまり、「後方地域」は、政

府の判断ひとつで、どのような地域にも設定でき、また変更も自由に行えることということだ。

どんな武器でも

さらに、武器使用の問題がある。これも「生命または身体の防護のためをえない必要がある」と認められる場合には、その

事態に応じ合理的に判断される程度で武器を使用することがでべき」との文言が、全項目にわたり盛り込まれている。「合たつて盛り込まれている。「合規的に判断される限度」というだけで、どのようにでも判断できる武器が行わることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」というのである。しかし、使用できる武器の限度も限定していない。そもそも、物品・役務の提供や臨検、潮流等によつて行われる行為である。しかも、使用できる武器の艦艇や航空機、ヘリコプターなどの行動は、自衛隊の艦艇や航空機、ヘリコプターなどによって行われる行為であり、その際の武器使用は、決して小火器などではないのだ。

しかも、こうした「周辺事態の認定にはじまり、自衛隊の戦闘行動への出動など一切の行為が、「政府の判断」「閣議の決定」ひとつで、「内閣総理大臣の指揮監督」によつて、「迅速な実施」されるというのである。このようなものが「法律」としてまかりとおろうとしているのだ。恐るべきことである。「実に実施」されると云ふことである。このように専守防衛政策との最終的質的に専守防衛政策との最終的決別を意味する」(朝日新聞)。

新安保ガイドライン関連法を絶対に阻止しよう。全力で、